

函館市廃棄物の処理および清掃に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第 6 5 号

函館市廃棄物の処理および清掃に関する規則の一部を改正する規則

函館市廃棄物の処理および清掃に関する規則（平成 5 年函館市規則第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条中「または第 5 項」を削る。

別記第 1 0 号様式中「（第 5 項）」を削る。

附 則

この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 4 3 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日またはこの規則の公布の日のいずれか遅い日から施行する。